

○あま市保育の実施に関する事務取扱要領（平成24年3月21日 告示第18号）

別表（第5条関係）

保育園入園選考基準表

番号	形態	区分	基準内容		選考指数
1	就労	外勤 自営（外勤）	月20日以上	1日8時間以上	9
				1日6時間以上8時間未満	8
				1日4時間以上6時間未満	7
				1日3時間以上4時間未満	3
			月15日以上	1日8時間以上	8
				1日6時間以上8時間未満	7
				1日4時間以上6時間未満	6
			月15日未満	1日8時間以上	6
		1日8時間未満		3	
		内勤 自営（内勤） 農業	月20日以上	1日8時間以上	7
				1日6時間以上8時間未満	6
				1日4時間以上6時間未満	5
			月15日以上	1日8時間以上	6
				1日6時間以上8時間未満	5
1日4時間以上6時間未満	4				
月15日未満	1日8時間以上		4		
	1日8時間未満		1		
内職	月15日以上	3			
	月15日未満	1			
2	母親の出産	出産	出産予定月の2箇月前の1日から出産月の2箇月後の末日までの期間（流産を含む。）		8
3	親の疾病等	入院	1箇月以上入院する者		10
		自宅療養	1箇月以上常時臥床及び安静加療が必要と医師から診断を受けた者		8
			疾病は比較的軽症であるが、定期的通院を要する者		3
		障がい等	①1・2級②A③1級④4以上	①身体障害者手帳	9

		①3・4級②B③2級④1以上	②療育手帳	7
		①5・6級②C③3級⑤要支援	③精神障害者保健福祉手帳 ④要介護認定を所持する者	5
	その他	①～⑤には至らないが保育が必要と認められる場合		3
4	入院者看護	月120時間以上看護・付添		8
		月60時間以上看護・付添		5
	自宅介護等	①1・2級②A③1級④4以上	①身体障害者手帳	8
		①3・4級②B③2級④1以上	②療育手帳	6
		①5・6級②C③3級⑤要支援	③精神障害者保健福祉手帳 ④要介護認定を所持する者	4
		①～⑤には至らないが保育が必要と認められる場合		2
	通院付添	月120時間以上の付添		4
		月60時間以上の付添		3
5	家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害による居宅の復旧		10
6	求職	求職活動中又は起業準備中		0
7	就学	月120時間以上学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している場合		7
		月60時間以上120時間未満学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している場合		5
		就学している。（上記以外）		3
8	虐待等	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要		20 (上限)
9	特例	上記以外で保育を必要とする状態であると市長が認めた場合		20 (上限)

(次項へ)

調整指数（選考指数に対して加算・減算を行う。）

番号	内容	調整指数
①	ひとり親世帯	4
②	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	1
③	生計中心者の失業による求職活動	1
④	育児休業取得前に保育園を利用しており復帰後再度希望する場合	1
⑤	希望園に、兄弟姉妹在園児がいる場合	1
⑥	就労予定の場合	-2
⑦	同居している65歳未満の祖父母で保育をすることができる者がある場合	-2
	18歳以上65歳未満の同居親族で保育をすることができる者がある場合	-1

（備考）

両親のうち指数が少ない方の指数を選考指数とする。